

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 住友 慎太郎 様 〒532-0011 日本国 大阪府大阪市淀川区西中島6丁目1番1号	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 KL1821W	発送日 (日.月.年) 18.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/047242	国際出願日 (日.月.年) 03.12.2019	優先日 (日.月.年) 14.12.2018
国際特許分類 (I P C) H01H 37/52(2006.01)i; H01H 37/54(2006.01)i FI: H01H37/52 E; H01H37/54 C		
出願人 (氏名又は名称) ボーンズ株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 06.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 太田 義典 3T 6106 電話番号 03-3581-1101 内線 3368
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2 - 3	有
	請求項	1、4 - 9	無
進歩性 (IS)	請求項	2 - 3	有
	請求項	1、4 - 9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1 - 9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 50-28668 A (木内石) 24.03.1975(1975-03-24)
 第1 ページ右欄第1 1 行-第2 ページ左下欄第1 5 行、第1 - 6 図 (ファミリーなし)
- 文献2 : 日本国実用新案登録出願1-43355号(日本国実用新案登録出願公開2-134636号)の願書に添付した 明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (和泉電気株式会社) 08.11.1990(1990-11-08)
 明細書第6 ページ第9 行-第1 0 ページ第1 行、第1 - 4 図 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2017-10621 A (ボーンズ株式会社) 12.01.2017(2017-01-12)
 段落 [0 0 0 1] - [0 0 0 3]、[0 0 4 8] - [0 0 5 2]、図1 - 2、5 - 6 (ファミリーなし)
- 文献4 : US 2002/0044624 A1 (GEORGE, Davis) 18.04.2002(2002-04-18)
 全文,全図 (ファミリーなし)

請求項1、6に係る発明は国際調査報告で引用された文献1により新規性、進歩性を有しない。
 請求項1について、文献1には、湾曲する板状に形成された熱応動素子(湾曲バイメタル1)であって、温度変化に伴いスナップアクションを伴い変形する第1領域と、第1領域から一体的に形成され、第1領域の変形を阻害する第2領域(小凹部2、点6、7、8、9、10)とを含み、第2領域が、第1領域の外接円の内側に形成されている熱応動素子が記載されている。

請求項6について、文献1には、第2領域の曲率中心が、熱応動素子を挟んで第1領域の曲率中心とは反対側に位置していることが記載されている。

請求項1、4-5、8に係る発明は国際調査報告で引用された文献2により新規性、進歩性を有しない。

請求項1について、文献2には、湾曲する板状に形成された熱応動素子であって、温度変化に伴いスナップアクションを伴い変形する第1領域(熱動部11、固定部12、可動部13)と、第1領域から一体的に形成され、第1領域の変形を阻害する第2領域(凹部16、17)とを含み、第2領域が、第1領域の外接円の内側に形成されている熱応動素子の発明が記載されている。

請求項4について、文献2第1図より、長さ方向から見た平面視で、長さ方向にのびる長辺と、長さ方向に垂直な幅方向にのびる短辺とを有する略長形状に形成され、第2領域が、短辺に沿って形成されていることが看取される。

請求項5について、文献2には、第2領域の曲率半径が、第1領域の曲率半径よりも大きいことが記載されている。

請求項8について、文献2には、ブレーカー(サーキットプロテクタ)が記載されており、ブレーカーを電気機器用の安全回路に用いることは明らかである。

請求項1、7-9に係る発明は国際調査報告で引用された文献3により新規性、進歩性を有しない。

請求項1について、文献3には、湾曲する板状に形成された熱応動素子(熱応動素子5)であって、温度変化に伴いスナップアクションを伴い変形する第1領域と、第1領域から一体的に形成され、第1領域の変形を阻害する第2領域(境界53で囲われた領域)とを含み、第2領域は、第1領域の外接円の内側に形成されている、熱応動素子の発明が記載されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項7について、文献3には、熱応動素子と、固定接点（固定接点23）と、弾性変形する弾性部及び弾性部の先端部に可動接点（可動接点43）を有し、可動接点を固定接点に押圧して接触させる可動片（可動片4）とを備えたブレーカーが記載されている。

請求項8について、文献3には、ブレーカーを備えた、電気機器用の安全回路が記載されている。

請求項9について、文献3には、ブレーカーを備えた、2次電池パックが記載されている。

請求項2-3に係る発明は国際調査報告に引用された文献1-4に対して新規性、進歩性を有する。

熱応動素子が、厚さ方向から見た平面視で、矩形状に形成され、第1領域が2つの対角線上に形成されていることは、いずれの文献にも記載も示唆もされていない。